		日	号外	ページ
八〇	植物防疫法施行規則の一部を改正する省令	二八	三	二七 287 三
	○経済産業省			
一〇九	商標法施行規則の一部を改正する省令	二八	三	二六 285 五八
一一〇	経済産業省生産動態統計調査規則の一部を改正する省令	一二	二	一九 279 九
一一一	電気事業法等の一部を改正する等の法律附則第十八条第一項本文の規定に基づき一般ガス事業者が定める託送供給約款において定めるべき事項等に関する省令の一部を改正する省令	一九	二	一九 282 二
一一二	弁理士法施行規則の一部を改正する省令	二六	三	二八 285 五七
	○経済産業省、国土交通省			
五	建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令の一部を改正する省令	二八	三	二一 282 二
	○経済産業省、環境省			
七	特定国際種事業に係る届出等に関する省令の一部を改正する省令	二八	四	二八 285 四
	○国土交通省			
八一	雇用保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整備等に関する省令	一六	九	一九 279 九
八二	道路運送法施行規則の一部を改正する省令	一九	二	一九 279 二
八三	小型船舶操縦士試験機関に関する省令の一部を改正する省令	一九	三	一九 279 三
八四	船舶設備規程等の一部を改正する省令	二六	五八	二六 285 五八
八五	特殊貨物船舶運送規則及び危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部を改正する省令	二七	三	二七 287 三
八六	国土交通省定員規則の一部を改正する省令	二八	四	二八 288 四
八七	道路運送車両法施行規則等の一部を改正する省令	二八	四七	二八 288 四七
八八	船舶機関規則等の一部を改正する省令	二八	六九	二八 288 六九
八九	海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律施行規則等の一部を改正する省令	二八	七三	二八 288 七三
	○環境省			
二六	環境省関係鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二	一六	二 267 一六
二七	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行規則の一部を改正する省令	二八	四	二八 288 四
	○防衛省			
一八	自衛隊法施行規則の一部を改正する省令	二八	五	二八 288 五
	○会計検査院			
一一	電子情報処理組織を使用して処理する場合等における計算証明の特例に関する規則の一部を改正する規則	一四	二二	一四 276 二二
	○人事院			
九―八―八三	人事院規則九―八（初任給、昇格、昇給等の基準）の一部を改正する人事院規則	一	一	一 266 一
九―四〇―四七	人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則	一	一	一 266 一
一〇―七―八	人事院規則一〇―七（女子職員及び年少職員の健康、安全及び福祉）の一部を改正する人事院規則	一	一	一 266 一
一〇―一一―八	人事院規則一〇―一一（育児又は介護を行う職員の早出遅出勤務並びに深夜勤務及び超過勤務の制限）の一部を改正する人事院規則	一	二	一 266 二
一〇―一五	妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの防止等	一	二	一 266 二
一五―一四―三二	人事院規則一五―一四（職員の勤務時間、休日及び休暇）の一部を改正する人事院規則	一	四	一 266 四
一五―一五―一四	人事院規則一五―一五（非常勤職員の勤務時間及び休暇）の一部を改正する人事院規則	一	五	一 266 五
一九―〇―一一	人事院規則一九―〇（職員の育児休業等）の一部を改正する人事院規則	一	五	一 266 五
一〇―四―二七	人事院規則一〇―四（職員の保健及び安全保持）の一部を改正する人事院規則	五	一	一四 276 二二
一七―〇―一二一	人事院規則一七―〇（管理職員等の範囲）の一部を改正する人事院規則	一六	二	一四 276 二二
	○国家公安委員会			
二五	ストーカー行為等の規制等に関する法律施行規則及び行方不明者発見活動に関する規則の一部を改正する規則	一四	二二	一四 276 二二
五	○個人情報保護委員会 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく特定個人情報の提供に関する規則	一五	二	一五 283 二
六	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号の規定により提供することができる特定個人情報の範囲の限定に関する規則	一五	三	一五 283 三
	○外務省			
二三	領事官の管轄区域を定める訓令の一部を改正する訓令	一	二	一 266 二
	○内閣			
六	特定船舶の入港の禁止に関する特別措置法に基づく特定船舶の入港禁止措置に関する閣議決定の変更について	九	特43	一
	○内閣官房、内閣府、復興庁			
一	内閣府設置法、復興庁設置法及び国家行政組織法の規定に基づき平成二十八年十月一日現在の行政機関の組織を告示する件	五	268	一
	○内閣府			
一一四一	沖縄振興特別措置法第二十六条の規定に基づき特定販売施設及び旅客ターミナル施設を指定する件の一部を改正する件	五	268	一〇

規　則

訓　令

告　示